

## 秋田市農業委員会委員候補者選考基準

平成29年2月2日  
市長決裁

- 1 この基準は、秋田市農業委員会の委員候補者（以下「候補者」という）の選考に関し、その公平性と透明性を確保するため必要な事項を定めるものである。
- 2 候補者の選考は、秋田市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）において行う。
- 3 選考委員会の委員（以下「委員」という）は、秋田市農業委員会委員候補者推薦書および秋田市農業委員会委員候補者応募申込書を審査し、各評価項目について評価基準により採点する。

(1) 評価項目は、次による。

評価項目	内 容	配 点
認識・理解度	農業情勢や本市農業の現状を理解しているか	10
識見・経験	農業者：農業に関する知識、経験が豊富であるか	10
	農業者以外：農業委員の活動に資する知識、経験を有しているか	
熱意・意欲	職務に対する熱意・意欲が感じられるか	10
適任性	農業委員としての責務を自覚し、継続的かつ適正に職務を行うことが期待できるか	10
指導力	農家との相談や農地利用最適化推進委員との調整・支援を円滑に行うことができるか	10
合計		50

(2) 評価基準は、次による。

非常に優れている	10点
優れている	8点
要件を満たしている	6点
少し不足している	4点
不足している	0点

- 4 委員が採点した合計点数の平均点が30点以上で、かつ3つ以上の項目で平均点が6点以上である者を適任者とする。
- 5 選考委員会は、適任者の中から、年齢、性別、地域等を考慮して候補者を選出する。
- 6 選考委員会の庶務は、秋田市産業振興部産業企画課において処理する。

附 則

この基準は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年2月13日から施行する。